

(訟ろ－15－B)

平成29年2月17日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

正本等の作成事務について（事務連絡）

裁判手続において作成する正本，謄本又は抄本（以下「正本等」という。）は，裁判所書記官（以下「書記官」という。）の責任において，原本の存在及びこれと内容の同一性を認証して作成する文書であり，正本等の内容と原本の内容との間にそごが生じると，裁判所に対する国民の信頼を大きく損なうこととなります。

各庁におかれては，J・NETポータルに掲載されている平成26年7月24日付け総務局第三課長事務連絡「正本等の作成事務について」を参考にして，各部署において，正本等作成の事務処理方法自体が誤りの原因となりかねない要素を最小とするようなものとなっているか否かを再検討した上で，適正な事務処理方法を確立し，実行されているものと承知していますが，一部では同事務連絡の趣旨が徹底されていないのではないかと懸念される事象も見られるところです。

既に上記事務連絡に記載しているところですが，正本等は，飽くまで書記官の責任において作成されるものであり，その性質上，完成した原本の存在を前提とするものですから，①正本等を作成して当事者等に交付する前には，完成した原本の存在を確認し，これと内容を照合して同一性を確認すること，②同一性の確認は，書記官自身において責任を持って行うことが確保されなければ，適正な事務処理方法とはいえません。

については、所長等におかれては、本事務連絡の趣旨を裁判官及び書記官に周知していただき、首席書記官の指導監督の下に、各部署において、裁判官と書記官の間で認識を共有した上で正本等作成の具体的な事務処理方法を改めて検討し、適正さを確保するための方策が不十分であると考えられるような場合には、当該事務処理方法の見直しを図った上で、検討された適正な事務処理方法が確実に実行され、引き継がれていく態勢を確立するようお取り計らいください。

また、適正な事務処理の確保という観点からは、正本等の作成事務に限らず、日常的に行われる様々な事務処理の中で、個々の職員が事務処理の改善に対する意識を持った上で、主体的に工夫を積み重ね、改善された事務処理方法を他部署と共有しつつ、引き継いでいくことが重要であると考えられますので、そのための意識付けや庁としての取組についても、よろしくお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から連絡してください。